

市税の延滞金照会について

これまで金融機関の皆様にご協力いただき、納期限等が過ぎた「納付書」を各支店等の窓口で受け付けた際、もれなく延滞金の発生の有無及び延滞金額を確認するため納税課に**架電照会**し、延滞金が発生している場合は窓口で合算のうえ収納していただいていたのですが、**令和4年3月31日をもって廃止いたします。**

これまで長い間、延滞金照会にご協力いただきまして誠にありがとうございました。
令和4年4月1日以降、市税について延滞金架電照会していただく必要はありません。

以下については、延滞金に関する「**参考資料**」になります。

市税の延滞金がどのような計算で算出されるのか**参考**に表記しております。
金融機関の皆様が延滞金を計算する必要はありません。

1 市税の延滞金計算方法について

- 1 税目・期（月）別の税額が**2,000円未満**のものについては延滞金がかかりません。
- 2 税目・期（月）別の税額が**2,000円以上**のものについて、次のように延滞金を計算します。

① 税額の1,000円未満の端数を切り捨てます。

② 納付日における「延滞金の割合」ごと（区分A～H）の日数を確認します。

ア **納期限の翌日から1か月を経過する日までの延滞金の割合**

適用期間	延滞金の割合(年率)	区分
平成27年1月1日から平成28年12月31日まで	2.8%	A
平成29年1月1日から平成29年12月31日まで	2.7%	B
平成30年1月1日から令和2年12月31日まで	2.6%	C
令和3年1月1日から令和3年12月31日まで	2.5%	D
令和4年1月1日から令和4年12月31日まで	2.4%	E

イ **納期限の翌日から1か月を経過する日の翌日から納付の日までの延滞金の割合**

適用期間	延滞金の割合(年率)	区分
平成27年1月1日から平成28年12月31日まで	9.1%	F
平成29年1月1日から平成29年12月31日まで	9.0%	G
平成30年1月1日から令和2年12月31日まで	8.9%	H
令和3年1月1日から令和3年12月31日まで	8.8%	I
令和4年1月1日から令和4年12月31日まで	8.7%	J

③ 計算式

税額×日数×延滞金割合 (A) ÷ 365日 = 計算額

・

・

・

税額×日数×延滞金割合 (H) ÷ 365日 = 計算額

AからHまでの計算額計

※計算の過程で円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てます。

- ④ 計算額の合計が1,000円以上の場合、延滞金がかかります(1,000円未満はかかりません)。100円未満の端数を切り捨てます。

2 市税の延滞金が発生しない経過期間

以下の表を目安にして、納税課へ延滞金照会のご連絡をしていただきますようお願いします。
なお、令和5年1月1日以降の延滞金利率が令和4年1月1日以降の利率と同率の場合に限ります。

納期限からの経過期間	延滞金が発生しない税額
15日	1,013,000円
1か月	490,000円
2か月	106,000円
3か月	59,000円
4か月	41,000円
5か月	31,000円
6か月	25,000円
7か月	21,000円
8か月	18,000円
9か月	16,000円
10か月	14,000円
11か月	13,000円
1年	12,000円

例えば、最大税額12,900円（延滞金計算時は1,000円未満切捨てのため12,000円となる）の**令和4年度軽自動車税（種別割）**（納期限：令和4年5月31日）は納期限から1年後の納付であっても延滞金は発生しないため、**令和5年5月末まで延滞金照会が不要**となります。

参考として、延滞金の計算は以下のとおりとなります。

（例）令和5年6月7日に令和4年度軽自動車税（種別割）（納期限：令和4年5月31日）本税12,900円を納付する場合

① 本税の1,000円未満を切り捨てます。

$$12,900円 \rightarrow 12,000円$$

② 前頁2-②の区分ごとの日数を確認します。

$$E \cdots 30日$$

$$J \cdots 342日$$

③ 区分ごとに計算します。

$$E \text{ 本税 } 12,000円 \times 30日 \times 0.024 \div 365 \\ = 23円 \text{ (円未満切り捨て)}$$

$$J \text{ 本税 } 12,000円 \times 342日 \times 0.087 \div 365 \\ = 978円 \text{ (円未満切り捨て)}$$

$$E + J = 1,001円$$

④ 100円未満を切り捨てます。

$$1,001円 \rightarrow 1,000円$$

このように延滞金は計算されますが、大変複雑ですので、納税課へ延滞金照会をお願いします。